

加 監 公 表 第 2 号

平 成 3 0 年 2 月 8 日

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	中村 亮太
加古川市監査委員	建部 正人

定期監査等の結果に対する措置について

平成28年1月29日付加監第317号で報告の提出をした定期監査等の結果について、別紙のとおり加古川市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。



加道保第 1157 号

平成 30 年 2 月 2 日

加古川市監査委員 中西 一人 様
大塚 隆史 様
中村 亮太 様
建部 正人 様

加古川市長 岡田 康裕



定期監査等の結果に対する措置について（通知）

平成 28 年 1 月 29 日付加監第 317 号で報告のあった定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、通知いたします。

平成 27 年度 定期監査の結果に基づき講じた措置等

平成 27 年 12 月 24 日実施（建設部 道路保全課）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(指摘事項) 工事請負費の支払について 工事内容の変更に伴う増額分について、変更契約を行わず、増額分を別の工事の経費の一部として支払をしていたものが見受けられた。工事費の増額があった場合は、変更契約を締結するなど適切に処理をされたい。 (市道池田海岸線他 1 線道路修繕工事) (加古川別府港線道路修繕工事(池田地区))</p>	<p>工事内容の変更に伴う増額分については、必ず当該工事において変更契約を締結することを徹底しています。 また、やむを得ず請負額が 130 万円以上となっても、工事内容を精査した上で増額変更をすることが可能であることを管財契約課との協議により確認し、実施しております。</p>	<p>措置済</p>